

入札保証金の免除について

事業提案をする事業者は、入札書の提出期限までに見積金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又は入札保証金に代える担保を、埼玉県に納付又は提供しなければなりません。

1 入札保証金の免除を受けられる場合

上記のとおり入札保証金を納付することが原則ですが、以下の(1)～(3)に該当する場合には、入札保証金の免除を受けることができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 第 1 項に規定する資格を有する者で国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の 4 月 1 日以降に 2 回以上全て誠実に履行した場合（埼玉県財務規則第 93 条第 2 項第 3 号）
- (2) 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合（同第 1 号）
- (3) 銀行等又は保証事業会社と契約保証の予約をした場合（同第 2 号）

2 入札保証金の免除を受けるための手続

上記 1 (1)～(3)に該当するものとして、入札保証金の免除を受ける場合には、以下の手続が必要です。

- (1) 上記 1 (1)に該当する場合
提出書類「(ク) 入札保証金免除の対象となる書類」として、必要な運営実績を証する書類を添付して、応募申込書等の受付期間までに提出してください。
- (2) 上記 1 (2)又は(3)に該当する場合
当該事実（「保険契約の締結」又は「契約保証の予約」の事実）を証する書類を、応募申込書等の受付期間期限までに提出してください。

【参考】埼玉県財務規則（一部抜粋）

（一般競争入札の入札保証金）

第 93 条 政令第 167 条の 7 第 1 項に規定する規則で定める入札保証金の率又は額は、入札に参加しようとする者の見積もる契約金額の 100 分の 5 以上とする。ただし、物品売払いシステムを使用する入札にあっては、知事又はその委任を受けた者が定める額とする。

2 次に掲げる場合には、一般競争入札の入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- 二 入札に参加しようとする者が銀行等又は保証事業会社と契約保証の予約をしたとき。
- 三 入札に付する場合において、政令第 167 条の 5 第 1 項に規定する資格を有する者で国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の 4 月 1 日以後に 2 回以上全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

四 その他前号に準ずる場合であると、知事が認めるとき。

3 一般競争入札の入札保証金は、入札の終了後、これを還付する。ただし、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。